

令和4年鉾田市農業委員会5月定例総会議事録

日 時	令和4年5月25日(水)午後2時00分					
場 所	福祉事務所 2階 会議室					
出 欠 状 況	番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠
	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出
	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出
	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出
	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出
	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出
	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出
	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出
	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出
	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出
	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出
	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	欠
	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
事 務 局	櫻井局長 海老原局長補佐兼係長 井川局長補佐 鬼澤係長					
議 長	14番 飯岡政一(会長)					
議事録署名人	5番 永井 司 6番 海東 一					
書 記	海老原局長補佐兼係長					
議 題	議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について					
	議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について					
	議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について					
	議案第4号 農地改良協議に対する同意について					
	議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について					
	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について					
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について						

<p>事務局</p> <p>会長</p>	<p>報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について</p> <p>その他</p> <p>(開 会)</p> <p>定刻となりましたので、令和4年銚田市農業委員会5月定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。</p> <p>皆さん、こんにちは。ご苦労さまでございます。天気もよくなってきましたし、仕事するには一番いい季節だなと思っております。</p> <p>それから、コロナのほうも人数的に銚田市は減っていませんし、増えてもいません。今日は新聞を見ていると、銚田市では昨日3人だったね。3人というのは少ないほうでございますけれども、多いときは16人もいますけれども、そういう中で非常に皆さんも気を使いながらコロナ等はかからないように頑張って3回目接種、国のほうでも4回目を検討しているような感じでございます。</p> <p>それと、今月の5月16日に水戸のフェリヴェールサンシャインというところで会長、局長会議がありましたので、そののほうに出席をしてきました。そのときに、私が非常に関心を持ったお話がその中でありました。全国の農業会議所の専務理事をやっています柚木茂夫さんという方がいらっしゃるのですが、この方が全国の専務理事で、こういう農業委員会、農地とかそういう政策には非常に精通した方でございます。</p> <p>その柚木氏の挨拶の前に、参議院議員の上月良祐さんという方がテレビでオンライン会議方式でやったのですけれども、柚木さんが助言したかどうかは分からないのですけれども、上月さんの話の中で今後の望ましい営農型太陽光発電というのがありますけれども、これは営農型を語って第1種農地の一等地の土地が、そういう営農型で業者がそういう土地に建設してしまった場合には、その隣接する土地が大規模拡大するには好ましくないのではないかなということをちらっと言いましたけれども、なるほど、今頃になってからやはりそういうこと。</p> <p>私もそういう考えで前から太陽光発電は駄目とは言いませんけれども、非農地とか、それとか畑にしても田んぼにしても、これは農地にするのにはとてもじゃないが駄目ではないかなと、そういうところなんか、これは認めてもいいのだけれども、ましてや第1種</p>
----------------------	---

	<p>農地の一等地に営農型太陽光発電を造ってしまうと、その農地が失われていい土地が失われるということは、やはり国が危機感を持ってくれなければならないということをしていました。</p> <p>それを今から策定してやるということだけでも、既に時期的には遅いということで、これからはそういう議論を急ピッチで進めて、それと太陽光発電のできなくなった仮に古くなったパネル、そういう問題もまだ全然解決していない中で、今から議論しなくてはならないとということは、非常に遅れているから、やはりこれからそういうことも急ピッチで進めていくことが望ましいのではないかといいました。</p> <p>その上月さんの後に柚木さんという方が、やはりそれと同じような話を、私たちの前でそういう細かな点をいろいろ語ってくれました。そういう中で、国も全国農業会議所の方も、そういうところは非常に危機感を持って話してくれているのだなということが私は一番気になったから、皆様にこういうところでお話をしながら、それと営農型というのは下に何かを作っていないと駄目なわけだけれども、それが適切に申請したものが作られているか、それともよく管理されているかどうかという、そういう点も挙げてくれましたけれども、皆さんも私もでございますけれども、そういう営農型の場合には見て歩いて、ちょこっとでもあそこに太陽光営農型があったなと頭の中でひらめいた場合には、用足しに行くときとか、畑、田んぼへ行くときに気になって、適切に行われているかどうかも確認していただいて、事務局のほうに報告をしていただければいいなと思っております。</p> <p>申告どおりにその作物を作っているということは、やはり事務局、私たち農業委員も指導をしなくてはならないということでございますので、そういう点も含めまして、皆様にこの場でひとつお願いしたいと思っております。そのほかいろいろお話はしてくれましたけれども、私が一番気になった点だけを皆様にお話をさせていただきました。</p> <p>今日もひとつ皆様の慎重審議、よろしく願いいたします。挨拶と代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの出席委員は23名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会5月定例総会を開会いたしま</p>

		<p>す。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。</p>
議	長	<p>次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。会議録署名人に、5番 永井司 委員、6番 海東一 委員の両名を指名いたします。</p>
議	長	<p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。</p>
議	長	<p>23番 箕輪美代子委員から、欠席する旨の届出がございましたので、ご報告申し上げます。</p>
議	長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)</p>
議	長	<p>議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を議題といたします。</p>
議	長	<p>番号1番から番号6番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>

<p>事務局</p>	<p>番号1番から番号6番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては6件、地目、畑9筆。面積は1万6,288平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買4件、普通贈与2件となっております。いずれの案件におきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。</p> <p>詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長 宇佐見達夫委員</p>	<p>番号1番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>3番、宇佐見です。1番について説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは親子関係になります。このたび■■■■さんの名義で、農地を既に世代交代している直樹さんに贈与して、農業経営の安定化を図りたいとのことでの申請となります。■■■■さんはイチゴ生産の農家であり、90アールほど作付し、JAほこたに出荷しております。農業実習生6名と家族3名で経営しているとのことでした。</p> <p>3条2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長 草野克信委員</p>	<p>続きまして、番号2番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>7番、草野です。2番について説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは知人の間柄であり、■■■■さんは自宅近くにある■■■■さんの畑を二十数年借りていて、今回経営規模拡大のため売買が円満にまとまったそうです。■■■■さんはサツマイモを栽培する専業農家で、経営面積も391アールあり、地区の担い手として頑張っています。取得後はサツマイモを栽培するそうです。</p> <p>以上のような理由から、下限面積など支障がないと考えられ、権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議長 平沼要司委員</p>	<p>続きまして、番号3番、番号4番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>8番の平沼です。3番の説明をいたします。</p> <p>譲受人さん、■■■■さんと譲渡人さん、■■■■さんは近所の間柄でこ</p>

	<p>ございます。このたびは■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんは、作物メロンなどを中心とした農家であり、経営面積も3ヘクタールあり、後継者も熱心に取り組んでおります。作物メロンを増産するため、申請地を取得したということでございます。</p> <p>以上のような理由から、譲受人さんは農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどをお願いします。</p> <p>4番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人さん、■■■さんと譲渡人さん、■■■さんは知人の間柄でございます。このたびは■■■さんの経営規模拡大ということで、売買が円滑にまとまったということでございます。■■■さんは、作物栗、カンショなどを中心とした農家であり、経営面積も4ヘクタールあり、後継者も熱心に取り組んでおります。作物カンショを増産するために、申請地を取得したということでございます。</p> <p>以上のような理由から、譲受人さんは農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条2項の権利移動に係る許可要件に問題がないと思われまますので、よろしく審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号5番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>永井司委員</p>	<p>5番、永井です。5番について説明いたします。</p> <p>譲渡人、■■■さんと譲受人、■■■さんの間で売買がまとまったそうでございます。■■■さんはコマツナを専門に作る農家でありまして、外国人を10人以上使いながら大規模にやっている農家でございます。規模拡大ということで何ら問題ないと思われまますので、よろしく審議お願いいたしたいと思ひます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号6番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>井川栄委員</p>	<p>22番、井川です。譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは祖父と孫の関係でございます。このたびは■■■さんの農業経営安定ということで、普通贈与が円満にまとまったということです。■■■さんは兼業農家であり、経営面積も1.2ヘクタールあり、農業にも熱心に取り組んでおります。農業経営安定のため、申請地を取得したということでございます。このたびは■■■さん高齢のた</p>

		<p>め、孫に贈与したいということでございます。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと見られ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障がないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題がないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>番号1番から番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号1番から番号6番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。番号1から番号6番を申請どおり許可と決定いたします。</p> <p>(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)</p>
議	長	<p>続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。</p>
議	長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事	務	<p>局</p> <p>番号1番、申請地、XXXXXXXXXX。地目、畑、面積14平方メートル。申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。転用施設、車庫、物置、33.17平方メートル。</p> <p>事由、子供が車を取得し、現在の宅地用地では手狭となったため、申請地に車庫、物置を建築したい。なお、この案件につきましては、</p>

	<p>宅地の一部として使用されているため、始末書が添付されています。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>永井司委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>5番、永井です。</p> <p>去る17日に、菅谷委員、私と海東委員と事務局で現地調査をしてまいりました。場所は、地図1ページの左側になります。農地転用基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積、いずれも適と判断し、3人の総合意見として可と判断しましたので、よろしく審議お願いしたいと思います。</p>
<p>議 長</p> <p>梶間幸一委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>24番、梶間です。1番について説明をさせていただきます。</p> <p>場所ですけれども、1ページ目をお願いします。左側です。日本原子力機構手前の信号を左に約500メートル進んだところの左にあります。今回の申請に当たり、子供が車を取得し、現在の屋敷用地では手狭となったため、申請地に車庫、物置を建築したい。また、娘さんが絵の勉強をしているということで、その関係のそういうものをしまうところが欲しいというところでの申請でございます。</p> <p>どうかご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>

<p>議 長 事 務 局</p>	<p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号2番、申請地、[REDACTED]。地目、畑、面積830平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、資材置場、駐車場、830平方メートル。</p> <p>事由、現在建築業を営んでおりますが、現在の資材置場では手狭なため、申請地に大型ダンプが入れる資材置場を新たに整備したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長 菅谷美尚委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>4番、菅谷です。2番について報告いたします。</p> <p>場所については、地図1ページ、右側の位置です。申請地の農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長 宇佐見達夫委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>3番、宇佐見です。2番について説明いたします。</p> <p>現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、1ページ、右側になります。県道110号線、鉾田警察署から水戸に向かう道、こちらを北上しましてJAほこたガソリンスタンドのある交差点を東へ800メートル進んだ右側になります。申請人の[REDACTED]さんは建築業を営んでいますが、現在使用している資材置場は大型ダンプが入れなくて、所有している農地を整備して、主に砂利置場にしたいとのことでした。集落に接続して設置される資材置場として、例外的に許可できる問題ない案件かと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませ</p>

<p>議 長</p>	<p>んか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号3番、申請地、[REDACTED]。地目、畑、面積1,266平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、貸家4棟、139.12平方メートル。</p> <p>事由、申請地の周辺に徳宿駅があり、県道下太田鉾田線に隣接しており利便性がよいので、申請地に賃貸住宅4棟を整備したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>菅谷美尚委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>4番、菅谷です。3番について報告いたします。</p> <p>場所については、地図2ページ、左側になります。申請地の農地区分は第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>山口正重委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>16番、山口です。3番につきまして説明いたします。</p> <p>現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図2ページを御覧ください。左側です。このたび申請人、[REDACTED]さんが、申請地で住宅建設ということで農地転用を申請されたとのこと。また、申請地の周辺に徳宿駅があり、県道下太田線に隣接しており、利便性もあるので、申請地に賃貸住宅4棟を整備したいということで、問題のない案件と思われしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>はい、どうぞ。</p>

大貫修一委員	<p>19番、大貫です。</p> <p>以前に、私、安房地区担当なのですけれども、耕作放棄になっている畑に貸家を4棟建てたいということで、私に相談があったのです。そうしたら、案件に上がっていなかったから、どうしたのですかと聞いたら、農業委員会で1棟ならいいけれども、4棟は駄目だと言われたから、造るのをやめたということなのです。今回は4棟でも通るということは、第2種農地だから大丈夫なのか、第1種農地だからこれは認められないのかな、どういうことなのかなということを知りたいのですけれども。</p>
議 長	<p>分かりました。</p> <p>では、事務局のほうから説明お願いいたします。</p>
事 務 局	<p>農地系の鬼澤です。</p> <p>すみません。こちらについては大貫さんのおっしゃるとおり、農地種別が第2種農地という農地に今回の申請地はなっております。第1種農地の場合ですと、先ほど大貫委員がおっしゃったように1棟ずつで、工事が完了してからでなければ、次の2棟目も建築ができないというふうになっておりますので。今回の申請地につきましては、第2種農地で原則転用が可能な農地であるため、棟数の縛り等もないというふうになります。基本的に第1種農地は転用ができない農地なので、それでも例外的な許可要件があれば、1棟ずつであれば建てることできるというふうなご説明を、大貫さんが相談を受けたところについてはあったのかなと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
大貫修一委員	<p>どうもありがとうございました。</p>
議 長	<p>そのほか3番について質疑ありますでしょうか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>では、質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。</p>

	<p>(議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定, 移転を伴う転用許可について)</p>
議 長	<p>続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定, 移転を伴う転用許可について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号1番, 権利, 贈与, 申請地, [REDACTED], 地目, [REDACTED], [REDACTED]。譲受人, [REDACTED], [REDACTED]。譲渡人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 研修生宿所, 物置, 94.31平方メートル。 事由, 令和2年頃より, 農地法の許可を得ずに研修生宿所, 物置として整備をし利用しておりましたので, 是正の申請をします。なお, この案件につきましては, 既に使用されているため, 始末書が添付されています。 詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
議 長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
菅谷美尚委員	<p>4番, 菅谷です。1番について報告いたします。 去る5月17日, 5番, 永井委員, 6番, 海東委員, 私, あと事務局で現地調査を行いました。場所については, 地図2ページ, 右側になります。申請地の農地区分は第1種農地と判断しました。 農地転用許可基準からの意見として, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断いたしましたので, ご報告します。なお, 是正の申告で始末書添付になっております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
宇佐見達夫委員	<p>3番, 宇佐見です。1番について説明いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図2ページ、右側になります。旧徳宿小学校、現在の銚田市生涯学習館とくしゅくの杜より北へ900メートル左側になります。先ほど説明しました3条1番の案件と譲受人、譲渡人は同じとなりますが、■■■■さんの農地に農地法の許可を得ずに実習生の宿舎及び物置を整備してしまった是正の申請ということでした。今回、■■■■さんに農地を贈与すると同時に、是正の申請を行いたいということです。</p> <p>集団的に接続して設置される実習生の宿舎及び農業倉庫であり、例外的に許可でき、始末書添付ということでもありますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。どうでしょうか、番号1番について質疑のほうは。はい。</p>
<p>宇佐見達夫委員</p>	<p>19番、大貫です。さっきの3条案件と今回の5条案件とは関係があった。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>すみません。場所は、3条のほうはイチゴを作って出すということで、こっちの5条は宿舎が建っているほうのものなので、別々は別々です。</p>
<p>宇佐見達夫委員</p>	<p>3条で譲り受けたところにこの建物を建てるとか、そういうことではないでしょう。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>ではないです。</p>
<p>議 長</p>	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>そのほか質疑のある方、どうでしょうか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>では、質疑なしと認めます。これより採決をいたします。番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたしま</p>

<p>議 長 事 務 局</p>	<p>す。</p> <p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号2番、権利、使用貸借権。申請地、 地目、畑、面積105平方メートル。使用借人、 。使用貸人、 。転用施設、店舗、28.98平方メートル。</p> <p>事由、鹿島市でマッサージ業を営んでおりましたが、結婚を機に 銚田市に移住し、自宅に隣接する申請地にマッサージ店舗を建築し たい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じ ます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長 海東一委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>6番の海東です。2番について報告します。</p> <p>場所については、地図3ページ、左側の位置です。申請地は、農 地区分は第1種と判断しました。農地転用許可基準からの意見とし て、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と 認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告します。</p>
<p>議 長 窪伸衛委員</p>	<p>それでは、地元委員の説明を求めます。</p> <p>15番、窪です。現地調査員の皆さん、お疲れさまでした。</p> <p>申請地、 、105平方メートル、3ページの 左側です。県道115号線沿いの神谷医院の西側側道を約400メ ートル進んだ右側です。2番についてご説明いたします。使用借人、 さん、使用貸人、 さんは親子関係にあり、娘婿です。 娘婿で の姓を名のっています。 さんは自宅を店舗とし、マ ッサージ業を経営しておりますが、現況の自宅兼店舗では手狭なた め、新たに自宅に隣接する父、 さんの農地を借り受けて店 舗拡大を図りたいということで、貸借契約が円満にまとまったとい うことです。</p> <p>申請地は第1種農地であり、近隣には住宅も隣接しており、問題 ないかと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号3番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積53平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、畑、面積44平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、畑、面積299平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、畑、面積1,682平方メートル。計4筆、2,078平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、建築資材置場、物置、車庫、車両転回広場、406.53平方メートル。</p> <p>事由、建設業等を営んでおりますが、平成17年頃から農地法の許可を得ず資材置場等として利用していたため、是正の申請をします。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長 菅谷美尚委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>4番、菅谷です。3番について報告いたします。</p> <p>場所については、地図3ページ、右側になります。申請地の農地区分は第1種農地と判断しました。</p> <p>農地転用許可基準からの意見として、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしました。是正の申請で始末書添付となっております。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>

<p>新堀隆委員</p>	<p>1番の新堀です。 場所は、鉾田北小と道路を挟んだ真向かいにあり、近所にはアパートや住宅が多い地域であります。譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは友人の関係であり、このたび売買契約が円満にまとまったということでございます。 申請地は建設資材置場、物置、車庫、車両転回広場にするとのことです。問題ない案件と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長 事務 局</p>	<p>続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号4番、権利、賃貸借権。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積986平方メートル。賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、駐車場986平方メートル。 事由、社会福祉サービス業を営んでおりますが、近接施設の駐車場が手狭なため、申請地に新たに駐車場を整備したい。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>

永井司委員	<p>5番, 永井です。4番について現地調査を説明いたします。 地図は, 4ページの左側になります。[REDACTED] という会社が, ここを借りて福祉サービスをしたいということで申請でございます。 位置環境, 実現の確実性, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, よろしく審議お願いしたいと思いません。</p>
議 長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
小沼藤雄委員	<p>20番の小沼です。現況調査のほうご苦労さまでした。 [REDACTED]はかなり福祉事業をやっている、車の出入りも多くて、今まで路上駐車などもしていたみたいなのですが、駐車場が欲しいということで申請になりました。人がたくさん集まるということで、駐車場がぜひ欲しいということです。 審議のほうをよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして, 番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号5番, 権利, 賃貸借権。申請地, [REDACTED], 地目, 畑, 面積999平方メートル。賃借人, [REDACTED], [REDACTED]。賃貸人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 共同住宅, 実習生・従業員寮, 141.19平方メートル。 事由, カンショの生産加工販売を営んでおりますが, 従業員及び技能実習生の住居とするため, 申請地に共同住宅を整備したい。</p>

<p>議 長</p> <p>永井司委員</p>	<p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p> <p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>議 長</p> <p>小沼藤雄委員</p>	<p>5番、永井です。5番について説明いたします。 地図4ページの右側になります。■■■さんは芋の加工業を大々的にやっているそうでございまして、この場所に従業員と技術実習生と居住と、申請地に共同住宅を整備したいということで申請でございます。</p> <p>転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、よろしく審議お願いしたいと思っております。</p>
<p>議 長</p> <p>小沼藤雄委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>20番の小沼です。 ■■■の■■■さんと■■■さんは親子関係でありまして、共同住宅ということで、実習生と従業員の寮を建築されたいということで、何ら問題ないと思っておりますので、審議のほうよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>小沼藤雄委員</p>	<p>(どこら辺なのの声あり)</p> <p>地図の4ページの右側です。セイミヤから鹿田のほうへ行きますと、その通りに面したところです。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。</p>

議 長	<p>続きますして、番号6番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号6番、権利、使用貸借権。申請地、 地目、畑、面積338平方メートル。使用借人、 、。使用貸人、 。転用施設、自己住宅、78.66平方メートル。 事由、現在、実家にて両親と同居しているが、子供が成長し手狭なため、申請地に自己住宅を建築したい。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。存じます。 以上でございます。</p>
議 長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
海東一委員	<p>6番の海東です。6番について報告します。 場所については、5ページ、左側の位置でございます。申請地は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準からの意見として、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告します。</p>
議 長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
梶間幸一委員	<p>24番、梶間です。6番について説明いたします。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。さんと さんは親子関係になります。今回、現在実家にて両親と同居しているが、子供が成長し手狭なため、申請地に自己住宅を建築したいとのことでございます。どうかご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号6番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>

議 長	異議なしと認めます。番号6番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長 事 務 局	<p>続きまして、番号7番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号7番、権利、使用貸借権。申請地、XXXXXXXXXX、地目、畑、面積82平方メートル。同じくXXXXXXXXXX、地目、畑、498平方メートル。計2筆、580平方メートル。使用借人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。使用貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。転用施設、自己住宅、163.17平方メートル。</p> <p>事由、現在、借家に住んでいるが、子供が成長し手狭なため、実家付近にある申請地に自己住宅を建築したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長 永井司委員	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>5番、永井です。7番について説明いたします。</p> <p>去る17日に、菅谷委員、私と海東委員で現地調査をしてまいりました。地図5ページの右側になります。ここに住宅を建てるということで申請でございますので、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と判断して、3人の総合意見として可と判断しましたので、よろしく審議お願いしたいと思います。</p>
議 長 井川栄委員	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>22番、井川です。現地調査員の皆さん、大変お疲れさまでした。地図は5ページの右側です。県道鉾田下太田線の旭スポーツセンター入り口から入りまして、約五、六百メートルぐらいのところにこの場所があります。もちろんスポーツセンターはそばにあります。譲渡人、XXXXXXXXXXさんと譲受人、XXXXXXXXXXさんは親子の関係でございます。このたび譲受人、XXXXXXXXXXさんが申請地へ自己住宅を建築したいということで、貸借の契約が円満にまとまったということがあります。</p> <p>XXXXXXXXXXさん親子はサツマイモの専業農家、大規模農家で、2人の長男、次男と、XXXXXXXXXXさんは次男坊なのですけれども、2人の息子さんも一緒に経営に従事している有能な農家であります。問題はないと</p>

	<p>いう案件とされますので、ぜひよろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。</p>
大貫修一委員	<p>19番、大貫です。 新宅する場合は500平米が上限だと思っていたのですけれども、580平米ありますけれども、大丈夫なのですか。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>農地系の鬼澤です。 こちらの案件につきましては、2つあるのですけれども、 82平方メートルのほうが進上路として転用の届けが出ております。今回の案件につきましては、宅地用地については500平米以下で、進上路については、その面積に含めないというふうになっておりますので、こちらについては転用許可要件を満たしているというふうに事務局で判断しております。 以上でございます。</p>
大貫修一委員	<p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。 それでは、そのほかの質疑はどうでしょうか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号7番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号7番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、番号8番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>

事務局	<p>番号8番、権利、売買、申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積438平方メートル。譲受人、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]。転用施設、自己住宅、118.27方メートル。</p> <p>事由、現在、実家にて両親と祖母、妹の6人で同居しており、子供が成長し手狭なため、申請地に自己住宅を建築したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
海東一委員	<p>6番の海東です。8番について報告します。</p> <p>場所については、6ページ、左側の位置です。申請地は、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準からの意見として、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。</p>
議長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
平沼要司委員	<p>8番、平沼です。</p> <p>[REDACTED]さんと[REDACTED]さん、知人ということで、場所は国道51号、大竹の海岸降り口の信号から東の方向に200メートルぐらい行ったところで、住宅が建ち並んでいる隣でございます。ちょっと遅れましたが、ページは6ページの高須さんと書いてある位置です。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>番号8番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号8番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。番号8番を申請どおり許可と決定いたします。</p>

<p>議 長 事 務 局</p>	<p>続きますして、番号9番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号9番、権利、使用貸借権。申請地、 地目、畑、面積495平方メートル。使用借人、 。使用貸人、 。転用施設、自己住宅、58.0 6平方メートル。</p> <p>事由、現在、借家に住んでいるが、子供が成長し手狭なため、実家に隣接する申請地に自己住宅を建築したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長 菅谷美尚委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>4番、菅谷です。9番について報告いたします。</p> <p>場所については、地図6ページ、右側になります。詳細については、地元委員さんをお願いいたします。申請の土地の農地区分は第2種農地と判断しました。農地転用許可基準からの意見として、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長 大貫修一委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>19番、大貫です。9番についてご説明いたします。</p> <p>まずは、現地調査員の方々、ありがとうございました。ご苦労さまでした。譲受人、 さんと譲渡人、 さんは、おじいさんと孫の間柄でございます。 さんは、現在、町内の元のマルヘイ、今のハピネの隣のアパートに住んでいるそうです。お子さんが2人ということで、小学校に上がったということで手狭なため、実家の隣の農地に住宅を建てたいということです。</p> <p>地図の説明なのですがすけれども、鉾田病院、今現在マクドナルドがありますが、そこから北西に向かって、これは鉾田下太田線なのですけれども、200メートルくらい行ったセイミヤの駐車場の斜め向かいになっています。隣には床屋さんがありました。何ら問題ない案件と思われめますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>番号9番について質疑に入ります。質疑を許します。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号9番について質疑に入ります。質疑を許します。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号9番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号9番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(議案第4号 農地改良協議に対する同意について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きます。議案第4号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号1番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。届出地、XXXXXXXXXX，畑，1，997平方メートル。同じくXXXXXXXXXX，畑，970平方メートル。計2，967平方メートル。目的、高低差解消。 以上でございます。</p>
<p>議 長 永井可委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>5番、永井です。議案第4号の1番について説明いたします。地図7ページの左側になります。2筆ありまして、真ん中が少し低くなっているような感じでしたので、高低差解消ということで今回申請でございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>

齊藤新一委員	<p>13番, 齊藤です。</p> <p>場所のほうですけれども, 地図7ページ, 左側を御覧ください。県道110号線を茨城町方面に向かい, 揚子江というラーメン屋さんがあるのですけれども, そこを東に進んでもらい1キロぐらい奥にあるところです。</p> <p>■さんは, 野菜, ハウス栽培を大きくやっている農家さんなので, この土地も高低差を解消して山砂を入れて, 将来ハウスを建ててコマツナやミズナなど野菜栽培を行う予定です。それなので, 問題ない案件だと思われまますので, よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号1番を協議どおり同意することに, ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め, 番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして, 番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号2番, 申請人, ■, ■。届出地, ■, 畑, 1, 900平方メートル。目的, 高低差解消。</p> <p>以上でございます</p>
議 長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
海東一委員	<p>6番の海東です。2番について報告します。</p> <p>場所については, 地図7ページ, 右側でございます。元グリーンゴルフ入り口でございます。申請地は高低差解消のためでございます。農地改良制度の要件から判断して, 農地改良の目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等いずれも適と認め, 3人の総合意見として同意可と判断しましたので, 報告いたします。</p>

議 長	地元委員の説明を求めます。
関根薫委員	<p>17番、関根です。ただいまのご説明いたします。</p> <p>地図7ページの農地改良、 さんのところですか。御覧ください。現地調査を、私たちは 、国道51号より、とびた製菓店から西へ徳宿方面へ向かって500メートル行ったところで、申請地は畑の高低差を解消するという客土をしたいそうです。客土は、 の山土を持ってきて、その客土後はサツマイモを作付する予定です。何ら問題もないと思われる案件ですが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号2番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、番号2番を協議どおり同意することに決定いたします。</p>
	<p>(議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について)</p>
議 長	<p>続きまして、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>事務局に説明させます。</p>

<p>事務局</p>	<p>申請件数につきましては、21件、合計で43筆、面積7万7,702平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借が37筆、使用貸借6筆となっております。内訳につきましては、全て新規となっております。いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 議案第5号を、申請どおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。 (報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>2件の届出がございました。6筆で合計面積は1万1,511平方メートル。全て合意解約となっております。 以上でございます。</p>

	<p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>1件の届出がございました。14筆で面積につきましては合計で1万7,196平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。以上でございます。</p>
	<p>(報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告第3号「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>1件の届出がございました。地目で畑、1筆で、合計面積6,901平方メートルでございます。添付書類を含め、事業要件を満たしておりますので、令和4年4月22日付で会長専決処分により書類を受理いたしました。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、議案の審議及び報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、その他の案件といたしまして「令和4年度農業委員会による最適化活動の目標の設定について」を議題といたします。</p>

議 長	事務局の説明を求めます。
事 務 局	<p>その他の案件で、「令和4年度農業委員会による最適化活動の目標の設定について」をご説明いたします。</p> <p>本年度から「農業委員会による最適化活動の推進等について（農林水産省経営局長・農地政策課長通知）」に基づいて、最適化活動の目標の設定等を行うことといたしております。</p> <p>これにつきましては、この総会の後に農政部会において目標の設定について決定後、茨城県農業会議へ報告をし、適切であると認められた場合は、公表及び関係機関に報告をしたいと考えております。</p> <p>つきましては、鉾田市農業委員会会議規則第27条第1項によりまして、目標の決定を農政部会に付託していただきたく、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>「令和4年度農業委員会による最適化活動の目標の設定について」、農政部会に目標の設定を付託することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、農政部会において決定をした目標を、公表及び関係機関へ報告することといたします。</p>
議 長	<p>続きまして、その他について何かありましたらお願いいたします。</p> <p>事務局、どうぞ。</p>
事 務 局	<p>皆様、お手元へ緑の封筒が配られていると思うのですがけれども、こちらに「令和5年度国・県・市町村農業施策に対する要望」の提出についてのもが入っております。こちらについてご説明をさせていただきます。</p> <p>こちらに資料が入ってございまして、この件に関しましては、茨城県農業会議から「令和5年度国・県・市町村農業施策に関する要</p>

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>望」の取りまとめについて依頼がございました。</p> <p>つきましては、意見・要望する事項に関しまして、資料の2枚目の2ページに検討項目の例と、最後のページに、昨年度の記入したものが入っております。こちらを参考としまして、意見・要望がありましたら、提出していただきますようお願いいたします。</p> <p>また、提出をいただきました意見・要望につきましては、検討、集約の後、6月末をめどに茨城県農業会議へ報告する予定でございます。大変お忙しいところ恐縮に存じますが、6月10日金曜日までに事務局のほうまで提出をいただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>そのほか、何かありましたらお願いいたします。 事務局のほうからお願いします。</p> <p>すみません。事務局の井川です。</p> <p>皆さんにお配りしております2枚つづりの農業委員、推進委員による最適化活動の報告についてというものを御覧いただきたいと思っております。皆様に活動日誌ということで、日誌の記載例が報告されておりますが、新しくなられた方も含めてどういったことを記載すればいいのかとか、これは活動に入るのかというような問合せ、こちらは推進委員も含めてでございます。報告の際には、今からご説明いたしますけれども、そちらにご留意いただければと思います。</p> <p>こちらの記載例が1, 2, 3, 4とありまして、1が委員活動とあるのですが、こちらはある意味で義務的な活動といえますか、総会とか研修会の出席、あとは農転の申請を出しましたよというような、そういった相談、電話で連絡を受けたりとか、そういった場合の相談の内容を書いていただくものです。</p> <p>大事なものは2番の農地の集積・集約化、それと3番の遊休農地発生防止・解消についてとなります。特に農地の集積・集約化に関しましては、出し手、受け手の意向という字が間違っていますけれども、どう土地を利用するかというものの把握、利用調整を行った場合とありますが、農地を借りたいとかの相談、また貸したいとかの相談、そういったものを受けたら、それ自体を活動として記載していただきたい。もちろんそれがマッチングできても、マッチングできなくても記載していただいて、活動となりますので。</p> <p>それと、あとは関係機関との協議とあるのですが、農地中間管理機構のコーディネーターや農業委員会事務局と活動内容や進め方について相談、協議した場合、こちら電話相談を含みます。そういったものも全て活動ということで記録をお願いします。</p>
-------------------------	--

それと、話し合いの活動参加、昨年農業委員をやっていらっしやっただ方はご経験されていると思うのですが、人・農地プランの話し合いや、あと地域の会合なんかで農地に関する話をした場合、皆さん農業委員さんですから、区長さんとかからお話があったりすると思うのですけれども、そういった場合は活動として記載してください。

1つの案件について数日間活動した場合、これは日ごとに記入していただきたいと思います。例えばAさんとBさん、Aさんが土地の所有者で、Bさんが借りるという形で、その間で相談を受けたような場合でも、それが1日で済めば1日ですけれども、2日とか3日とかかかった場合には、それ全部活動を1日ずつで記録していただきたいと思います。もちろんそういうかしこまった相談でなくても、近所や知り合いの方と農地について相談を受けた、話をしたとか、そういった場合も活動として記入してください。

それと、3番、遊休農地発生防止・解消について、こちらは現地確認、パトロールとありますが、自分の農地に行くまでに、例えば周囲の畑に目を配って、それもパトロールとしていただいて結構でございます。ただ、毎回同じルートで行っているのではなくて、担当地区があると思いますので、その地区をなるべく満遍なく見ていただければと思います。もちろん、その際に遊休農地等があれば、そちらも記録をしていただいて、事務局のほうにも報告をしていただいたり、直接土地所有者等に接触していただいても結構です。そういった場合の利用意向調査になりますので、その土地を貸したいとか借りたいたとか聞き取り等をしていただく。そういったことも全て活動になります。

遊休農地の解消活動として、遊休農地となっている農地を担い手にマッチングした場合、これはマッチングできなくても、そういった農地を見つけて担い手を探そうとか、推進委員に相談したりとか、そういったことをした場合も全て活動になります。そういった活動を積み上げていただきたいと思います。

最後に、4番目で新規参入促進、その他についてですが、新規就農者からの相談を受けた場合、そちらにつきましては事務局のほうに農地がないとか、新しく農業をやりたいけれども、農地を借りたいたいというような相談が来たりします。そういった場合には、農地中間管理機構を紹介したりとか、地元の農業委員会さん、推進委員さんを紹介します。その場合、電話番号も教えますので、直接かかってくることもございます。事前に農業委員さんのほうへ事務局から連絡はしますけれども、そういった電話を受けたとか、それについて何か活動したというのも全て活動として加えてください。

下の農業者年金の加入促進、農業新聞普及推進につきましても、何かしら説明とか相談等を受けた場合には、活動として入れていただきたいと思います。

	<p>それで、その下に太字で大きい字で書いてあると思いますが、活動日数につきましては、国のほうから実績を求められております。農業委員会の最適化活動として、委員1人当たり、1か月に10日以上活動を目標として設定する予定です。先ほど農政部会のほうに付託するという形になったと思いますが、こちらのほうの目標設定については、国等のオンラインの説明会でも7日とか5日でもいいのかみたいな質問したところもあったのですが、それは10日以上でお願いしますということで国のほうからご指摘もありましたので、近隣市町村を見ても皆さん10日でやっているということで、そちらは合わせていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>もう既に4月、5月の活動日誌を提出されている方もいらっしゃると思いますが、もしあれを確認するだとか、書き直したいとか、そういった方がいらっしゃれば、言っていただければお返ししますので、改めて書いていただいたり、まだ書いていないという方につきましては、今私がお話した内容をご留意いただきまして、記載のほうをお願いしたいと思います。ちょっとした世間話というか、世間話しかしないではあれなのですが、その間の農地の話とか、そういったことをした場合については、全て記載していただきたいと思っております。そうでないと、なかなか10日というノルマをクリアするのは難しいと思っておりますので、そちらのほうはご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>ちなみに、推進委員も30日と31日に研修会がありまして、同様の話をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>議 長 今の事務局の説明により分からない点があるとか、もっと深く聞きたいとか。 はい、お願いします。</p> <p>大貫修一委員 活動報告書にいっぱい記入すれば、手当がアップというか、そういうことはあるのですか。</p> <p>議 長 では、事務局から説明をお願いします。</p> <p>事 務 局 交付金額の算定というのがまだされていないので、何とも言いえないですけども、その金額は皆さんの報酬に充てられています。もちろん足りないんですけども、それがもっと多くなれば、もちろんそういった加算というものもございますが、今、交付金額の内容があれなので、はっきりと幾らもらえるとか、そういう話できないところです。</p>
--	---

議 長	そのほかどうでしょうか。
大貫修一委員	皆さんもご存じかと思うのですけれども、耕作放棄地があって隣の畑の人が何とかしてくれと来たのですけれども、一応指導をしたのですけれども、そのうちやりますということで、そういう答えが返ってきたときに、そういう場合はそのうちを待っているほかないのですか。
事 務 局	そういった場合は、一応今の委員さんのご相談のところは、こちらからの農地の利用意向調査というのを本人に出しています。その農地がまだ今使われていないけれども、どうするのですかという通知を出しています。ただ、それに対して返事がないということで、その後また別なところからそういったお話があったので、土地の所有者が大貫さんちの近所の方だったので、大貫さんにご指導をお願いしたのですが、それでもまだ対応ができていないということですよ。
大貫修一委員	そのうちその人がやると言って……
事 務 局	その場合、ご近所のあれもあると思うのですが、推進委員さんからも言ってもらおうということはあるかなと思いますけれども。
大貫修一委員	推進委員がそういうふうに言ってくれれば……
事 務 局	今度30、31で推進委員さんが来るので、そのときにお話ししたいと思います。よろしいでしょうか。
議 長	そのほかどうでしょうか。 先ほど事務局が言われましたけれども、一番活動に記入するのに、例えばの話、耕作放棄地はどこにもありますよね。その耕作放棄地が果たして畑になっているか、田んぼになっているか分からなければ、事務局のほうに確認していただいて、それでもし地主がそれで分かれば、そのまま荒らしておくのですか、それとも借りる人がいれば貸してもいいですか、買いたい人がいれば売ってもいいですかという話でも、それは1件のことでも、1か月に2回か3回行っても、それは一応3回ということになりますから、やっぱりそういう話で活動を少し広げていただいて、結局国のほうの指導というのは、交付金が支払われているにもかかわらず、活動日誌が少ないという、そういう指摘で今回こういうような話が出てきたと思うのです。

事 務 局

だから、今言ったとおりに耕作放棄地が一番関係性は、聞き取りだとか、それを解消するのに、やっぱりそういうことを書いていただいたほうがいいのかなと思います。そのほかいろいろ農業委員会に対して意見立てて、またこうしてほしいという、そういうこともあればいい。先ほどの営農型太陽光発電も、やっぱり見たけれども、先月と変わっていかないとか、その報告でもいいのです。そういうことでひとつお願いします。

そのほかに事務局のほうから。

では、すみません。こちら1枚、 という1枚べらの紙が皆さんのお手元にあるかと思うのですが、こちらのほうを御覧いただきたいと思います。

こちら、今回1枚の資料のほうを置いたのは、現在、銚田市のほうに「 」という企業が参入したいということで、茨城県の農業経営課から銚田市の農業振興課のほうにお話が来ております。先日、5月11日だったのですけれども、茨城県の農業経営課と と銚田市の農業振興課と農業委員会事務局のほうでオンラインでの打合せをさせていただきました。そのため、今後、銚田市のほうに参入されることになれば、もちろん農業委員さん、推進委員さんが農地の集積で関わりが出てくる可能性もありますので、情報提供ということで今回説明することになりました。

 というのは、よくテレビCMでやっている「 」とか「 」、そちらのほうを行っている企業でありまして、今回、中に「 」という会社のほうも行っており、現在は「 」として茨城県の常総市のほうでミニトマトの生産・販売のほうの参入をされております。

今回、茨城県での農業参入についてですけれども、 というところに参画して、オランダ式ハウスによりミニトマトを栽培しており、年間収量1,000トンを見込んでいるということでありまして、また、地元雇用の創出ということで、今回銚田市にもし入ったとしても、100名程度の雇用を考えているというようなお話もありまして、今後10年で10拠点の拡大を目指しており、どんな形でも10ヘクタール以上の候補地があればなということで探されております。

今回、 のほうで銚田市において選定されている条件としましては、こちらともお話をしているところで遊休農地、そちらのほうで10ヘクタール以上の東西に延びる土地で、畑、田んぼは問わないということでありまして、また、ハザードマップで災害リスクの低い土地で、高速インターチェンジから近くて10トンの大型車が通行可能の接続道路がありますとよいとい

	<p>うことでありました。</p> <p>こちらの銚田市のほうを選定されている理由は、消費地が東京なので、東京から4時間以内の立地ということで、通年栽培ができて、集落的に雇用ができる場所であるということで、そういう選定理由になっております。[]では、地域社会の活性化に協力できればということでありましたので、遊休農地で10ヘクタール以上の東西に延びる土地で条件が合うところであれば、ご協力いただきたいということでありました。今回、総会の中でお話ししますけれども、今後、推進委員さんのほうの研修等でも今回の内容を説明していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>そういうことで今事務局のほうから説明がありましたけれども、[]のそういった案内で、「[]」とか「[]」とか「[]」という会社があったのです。可能性もあるということです。</p> <p>そのほか何かありましたらば。</p> <p>では、また事務局からお願いします。</p>
事 務 局	<p>すみません。継続して昨年度からやっている委員さんをご存じのことで大変恐縮なのですが、本日の説明でも大貫委員から質問があった件で、地図のA3のほうの紙で添付しているのがあると思うのですがけれども、その詳細の場所については、基本的に地元委員さんに説明をしていただいているのです。現地調査員の方も3名の方が行って、現地のほう分かってはいるのですが、基本的には地元委員さんのほうが詳しいので、地元委員さんのほうからご説明いただいて、ほかの地区の委員さんは、場所とかをそれを聞いて把握するというふうになりますので、もし地元委員として案件があった際には、現地調査員の説明の後に最初に場所の説明、ランドマークとかなければ難しいかもしれないのですが、県道から何メートルの位置にあるとか、市役所から何メートルのところにあるとか、そういった簡単で構いませんので、現地の説明もお願いしたいと思います。大変ですが、よろしくお願ひします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局のそういうことでお分かりいただけましたでしょうか。</p> <p>それでは、皆さん、委員からその他のことについて何かありましたらお願いいたします。ないでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p>

議

長

それでは、議事日程を全て終了します。慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、銚田市農業委員会5月定例総会を閉会いたします。

午後3時44分 閉 会

署 名 人

議長(会長)

5番委員

6番委員